



2024年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社イズミ
代表者名 代表取締役社長 山西 泰明
(コード：8273、東証プライム市場)
問合せ先 経営管理部長 矢嶋 静一
(TEL. 082-264-3211)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に本日提出いたしました2024年2月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 開示すべき重要な不備

2024年2月15日早朝に当社グループの情報ネットワークが、第三者からランサムウェア型サイバー攻撃を受けて、一部のサーバーが全部又は一部を暗号化されたことにより、システム障害が発生しました。システム障害発生後、被害拡大を防止するため、当社は、速やかに当社グループの社内ネットワークがつながっている全サーバーの停止と社内外のネットワークの遮断を実施しました。

当社は、サイバー攻撃の被害を受けた直後から、事態の緊急性と経営全般に係る内容であることから、BCP計画にもとづき、直ちに対策本部を設置して、営業活動への影響低減や、決算業務の遂行のため、社内ネットワークや各システムの早期復旧を全力で対応して参りました。

ただし、経理関連データへのアクセス障害、代替的な業務プロセスの構築、システム復旧等の対応が必要となり決算手続に遅延が生じ結果として、法定期限までに有価証券報告書が提出できない状況となりました。なお、財務会計システムへの侵入はなかった結果、財務会計データの被害はありませんでした。

サイバー攻撃を受け、システム障害が発生した原因について、外部専門家の協力のもと調査を実施した結果、情報セキュリティに関する重要性は認識して対応は行っていたものの、サイバー攻撃に係るシステム上の対応が十分ではなかったことが判明しました。

当社内でその指摘の真因である内部統制の課題を検討した結果、サイバーセキュリティに関する戦略、リスクの評価と対応が不十分であったとの認識に至りました。

サイバーセキュリティに関するリスクの評価が不十分であったことから、適切な分析及び対応方針の策定が行われず、第三者によるシステムへ不正アクセスを許して被害をうけるとともに、回復までに一定の時間を要し、法定期限までに有価証券報告書が提出できない状況が生じた

という事態を踏まえて、サイバー攻撃による被害を受けた2024年2月15日において、サイバーセキュリティに関する全社的な内部統制（リスクの評価と対応）について、重要な不備があったと評価しました。

このため、2024年2月末時点の当社の財務報告に関する内部統制は有効ではなく、開示すべき重要な不備が存在すると評価いたしました。

2. 連結会計年度末日までには是正できなかった理由

当該重要な不備が、当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、当該重要な不備が2月15日に発覚したため、是正まで約2週間の期間しかなく、是正策の実施と評価を完了することができなかった為です。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

全社的な統制上の開示すべき重要な不備を改善するために、復旧作業と並行して、復旧作業での課題や、外部専門家の協力のもとで実施した原因究明を踏まえて、再発防止策の検討と実施につきましては、全社を挙げて迅速に取り組んで参りました。

そして、サイバーセキュリティの技術的な課題への対応と全社的な統制の不備の是正のために人、ハード、体制の観点で必要な措置を、実施しております。

サイバーセキュリティの体制・組織面におきましては、当社グループ全体のセキュリティとIT戦略を一元管理するとともに、迅速な意思決定と施策を行うため、セキュリティ関連の意思決定を中心に担当し、全社的なセキュリティ強化を推進するCISO(情報セキュリティ責任者)を設置しました。

また、刻々と高度化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティのリスクを網羅的に把握し評価するため、セキュリティ情報の収集と分析、企画を担う情報セキュリティ担当を設置しております。

これらの体制の下で、識別されたシステム上の技術的な課題について、異なる防御層を重ねて、セキュリティを強化する多層防御と監視体制の構築等の対応を行っており、更に、今後、継続してサイバー攻撃を受けた時に、より即応できるBCP計画の策定、被害回復を迅速にするための更なる技術的対応等を実施して参ります。

以上のとおり、当事業年度末日後内部統制報告書提出日までに、全社的な統制上の開示すべき重要な不備を是正するための施策は既に整備され、運用を開始しておりますが、引き続き、施策の着実な運用とサイバーセキュリティ対応の高度化に取り組んで参ります。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上